資料編

伊万里市地域福祉計画策定委員会設置要綱

伊万里市地域福祉計画策定委員会名簿

計画策定の経過

成年後見制度利用促進基本計画の概要（厚生労働省）

再犯防止推進計画の概要（法務省）

佐賀県賃貸住宅基本供給促進計画

伊万里市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条　誰もが住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら自らの能力を最大限に発揮し、自分らしく安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく伊万里市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、伊万里市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、計画の策定に関し必要な調査及び審議を行い、計画原案を市長に提案する。

（組織）

第3条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2　委員は別表に掲げる団体等から選出された者をもって充て、委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名により決定する。

3　委員長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を臨時に委員に指名することができる。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

（ワーキンググループ）

第6条　計画の策定に関する調査、研究及び検討を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2　ワーキンググループは、公募に応じた市民で構成する。

3　ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、ワーキンググループ員の互選により決定する。

4　リーダーは、専門的な調査等を行うため、ワーキンググループに部会を置くことができる。

（リーダー及びサブリーダー）

第7条　リーダーは、ワーキンググループの会務を総理し、会議の議長となる。

2　リーダーは、会議の結果を委員長に報告しなければならない。

3　サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第8条　委員及びワーキンググループ員の任期は、委員会が第2条の規定に基づく提案を行った日までとする。

（庶務）

第9条　委員会及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

附　則（平成28年9月1日告示第87号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（令和3年5月10日告示第87号）

この要綱は、告示の日から施行する。

伊万里市地域福祉計画策定委員会名簿（設置要綱別表）

委員長：田代　勝良　　副委員長：中野　大成

区　　分	所属団体	役　　職	氏　　名
学識経験者	佐賀県社会福祉士会	相談役	田代　勝良
学識経験者	伊万里市社会教育委員	副委員長	池田　豊子
行政関係者	伊万里保健福祉事務所	所長	小路　恭史
福祉全般	伊万里市民生委員・児童委員協議会	副会長	田中　健一
福祉全般	伊万里市社会福祉協議会	事務局長	中野　大成
福祉全般	伊万里市ボランティア連絡協議会	副会長	大谷　信雄
高齢者	伊万里市老人クラブ連合会 （令和３年６月28日～令和４年２月23日）	会長	中島　馨
	伊万里市老人クラブ連合会 （令和４年２月24日～令和４年３月31日）	副会長	平田　騏一郎
高齢者	長生園ケアマネジメントサービス	主任介護支援専門員	西岡　淳一
障害者（身体）	伊万里市身体障害者福祉協会	監事	中島　譲
障害者（知的）	伊万里市手をつなぐ育成会	理事	新庄　百合子
障害者（精神）	伊万里市精神保健福祉会	会長	山口　義人
障害者	佐賀県自立支援協議会	相談支援アドバイザー	浅井　孝秀
子育て	伊万里市保育会	会長	池田　まみ
子育て	伊万里市子ども会連合会	会長	力武　英一郎
市民一般	伊万里市区長会連合会	副会長	岡田　政昭
市民一般	いまり女性ネットワーク	委員	中島　瑞恵

（順不同・敬称略）

計画策定の経過

日付	内容
6月 28 日	第 1 回地域福祉計画策定委員会
7 月～9 月	市民アンケート調査実施
11 月 1 日	第 1 回地域福祉計画プロジェクト会議
11 月 29 日	第 2 回地域福祉計画策定委員会
12 月 20 日～1 月 14 日	パブリックコメント募集
2 月 3 日	第 2 回地域福祉計画プロジェクト会議
2 月24日	第 3 回地域福祉計画策定委員会

第 1 回伊万里市地域福祉計画策定委員会の様子

成年後見制度利用促進基本計画の概要（厚生労働省）

基本計画について

（１）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。

（２）計画の対象期間は概ね５年間を念頭（平成29年度～33年度）。

（３）国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。

※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

（１）今後の施策の基本的な考え方

①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）

②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）

③財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2)今後の施策の目標

①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。

(3)施策の進捗状況の把握･評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

（出典：厚生労働省ホームページ）

再犯防止推進計画の概要（法務省）

再犯防止推進計画

計画期間　平成30年度から令和4年度末までの５年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後５年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%

安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

５つの基本方針

① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進

② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施

③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施

④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施

⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

７つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進　等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討　等

③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- 矯正施設からの進学・復学の支援　等

④ 特性に応じた効果的な指導

- アセスメント機能の強化
- 特性に応じた効果的指導の充実
- 効果検証・調査研究の実施　等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- 更生保護サポートセンターの設置の推進
- 更生保護事業の在り方の見直し　等

⑥ 地方公共団体との連携強化

- 地域のネットワークにおける取組の支援
- 地方再犯防止推進計画の策定等の促進　等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

政府目標（令和3年までに２年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

（出典：法務省ホームページ）

佐賀県賃貸住宅供給促進計画

令和３年３月１９日

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）」第5条第1項に基づき、佐賀県賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

１ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1)住宅確保要配慮者の範囲

本計画で対象とする住宅確保要配慮者は、法第2条第1項第1号から第5号までに定める者※１及び同法施行規則（平成２９年国土交通省令第６３号。以下「施行規則」という。）第3条第１号から第１０号までに定める者※２のほか、同条第11号の規定に基づき、以下のいずれかに該当する者とする。

・海外からの引揚者
・新婚世帯
・原子爆弾被爆者
・戦傷病者
・児童養護施設退所者
・LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）
・UIJターンによる転入者
・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者

※１法第2条第1項第1号から第5号までに定める者
・低額所得者
・被災者（発災後3年以内）
・高齢者
・身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
・子ども（高校生相当以下）を養育している者

※２規則第3条第１号から第１０号までに定める者
・外国人
・中国残留邦人
・児童虐待を受けた者
・ハンセン病療養所出所者
・DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
・北朝鮮拉致被害者
・犯罪被害者
・生活困窮者
・更生保護対象者
・東日本大震災による被災者

(2)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

住生活基本法第１７条第１項の規定に基づく佐賀県住生活基本計画（以下「住生活基本計画」という。）に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 民間賃貸住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する良質な民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

2 目標を達成するために必要な事項

(1)住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

住生活基本計画及び佐賀県公 営住宅長寿命化計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、高齢者や子育て世帯の入居を円滑に行うなど公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

(2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

① 登録住宅・登録事業者に関する事項

平成１８年４月以降に着工された物件については、施行規則第１１条に規定されている「２５㎡」とする。平成１８年３月以前に着工された物件については、従前の最低居住面積水準を考慮して、同条に規定されている「２５㎡」を「１８㎡」に緩和する。

② 居住支援に関する事項

- 登録住宅に入居する住宅確保要配慮者への家賃債務保証、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援等の業務を行う備えがあり、支援業務を公正かつ的確に行うことができる法人を居住支援法人として指定する 。
- 佐賀県居住支援協議会を設立し、不動産業界団体、居住支援団体、行政の住宅部局及び福祉部局等において、取組についての情報共有、意見交換を行う。
- 地域住民にとって最も身近な相談窓口である市町に対し 、県居住支援協議会への加入を促すとともに、 必要に応じて市町居住支援協議会を設立されるよう働きかける。

(3)住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

民間賃貸住宅において、住宅確保要配慮者が年齢や障害、国籍等の理由によって入居が敬遠されることがないよう、「大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れハンドブック」の活用や、居住支援協議会で呼びかけを行うことで賃貸人等に対し啓発を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、住生活基本計画の計画期間（平成 28 年度から令和 7 年度）と整合を図り、令和２年度から令和７年度までの６年間とし、住生活基本計画の見直しに応じて必要な見直しを行う。